

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年三月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月十五日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

一 道路の種類 県道

二 路線名 久喜騎西線

三 道路の区域

新 B	旧 B	新 A	旧 A	旧 新 別
加須市大室字大宮一四番三地先 から 加須市正能字弁天六五一番一 地 先 まで	加須市常泉字見竹四三番一 地 から 加須市正能字弁天六五一番一 地 先 まで	加須市大室字大宮九二〇番一 地 先 から 加須市正能字寺前五七六番一 地 先 まで	加須市常泉字立野五三一番一 地 先 から 加須市正能字寺前五七六番一 地 先 まで	区 間
六・三〇 〽 一九・七五	六・三〇 〽 一八・二一	六・五二 〽 一六・五一	六・五二 〽 一六・五一	敷地の幅員 (メートル)
七〇五〇・八八	四七二〇・一三	五〇三一・九二	二八二七・一二	延 長 (メートル)
旧Bの区域から除外する部分は 県道加須菖蒲線として存置する。				備 考